

## 親子会社に関する規律に関する検討事項(2)

### － 子会社株主・債権者の保護に関する規律 －

#### 第3 子会社少数株主の保護に関する検討事項

子会社少数株主の保護に関する規律について、見直しを検討すべき事項はあるか。

- (注1) 親会社が議決権を背景とした不当な影響力の行使により子会社に損害を与えた場合における親会社の責任の在り方について、どのように考えるか。
- (注2) 新たな支配株主（総株主の議決権の一定割合以上を有する株主）が現れた場合に、少数株主に支配株主に対する株式買取請求権を付与する制度を創設することについて、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 親子会社関係においては、親会社が、子会社株主総会における議決権を背景に、子会社に対して不当な影響力を行使することにより、子会社（ひいてはその少数株主）の利益を犠牲にして自己の利益を図ろうとするおそれがあることが指摘されている。そこで、本文は、子会社少数株主の保護に関する規律について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

現行法上、子会社少数株主の保護に関連する規律としては、子会社取締役の任務懈怠による損害賠償責任（会社法第423条第1項）、株主の権利行使に関する利益供与に係る規制（同法第120条）、個別注記表における関連当事者との取引に関する注記（会社計算規則第98条第1項第11号、第112条）などが定められているほか、後記2のとおり、一定の場合には親会社が子会社やその少数株主に対して損害賠償責任を負うとする解釈論も存する。これらの現行法における規律について、子会社少数株主の保護の観点から不十分な点があるか、検討を要する。

子会社少数株主の保護をより充実させる観点から、現行法の規律を見直すこととする場合、見直しの方向性としては、①企業結合関係の継続中において、親会社が議決権を背景とした不当な影響力の行使により子会社に損害を与えた場合における親会社の責任の在り方を見直すことが考えられるほか、②企業結合の形成時において、少数株主に適正な対価による退出の機会を与えることも考えられる。そこで、①及び②のそれぞれについて検討を要する。その際、子会社上場など完全親子会社関係以外の形態による企業集団の経営にも一定のメリットがあると考えられるのであれば、それを阻害する過剰な規制を課すこととならないよう、①及び②のような規律の見直しによって生ずるコストにも配慮を要すると思われる。

2 (注1)は、上記①に関し、親会社が議決権を背景とした不当な影響力の行使により子会社に損害を与えた場合における親会社の責任の在り方について、どのように考えるかを問うものである。

この点については、親会社は子会社取締役と類似の地位にあるという考え方を前提に、親会社に子会社取締役と同様の義務・責任を負わせるべきであるという指摘もされている。もっとも、親会社は、あくまで株主として、その権利を自己の利益のために行使することが認められる点で、会社との利害対立状況において自己の利益を図るべきでないとする取締役とは異なるため、親会社に子会社取締役と同様の義務・責任を負わせることは、適切でないとも考えられる。

また、親会社は、議決権を背景とした不当な影響力の行使により子会社に損害を与えた場合には、「株主の権利の行使に関し」て供与を受けた財産上の利益の返還義務(会社法第120条)や、子会社取締役の善管注意義務違反に加功したことによる債権侵害の不法行為責任を負うとする解釈論も存する。子会社少数株主の保護の観点から、これらの解釈論による対応で十分であるといえるか、検討を要する。

仮に上記のような解釈論による対応では不十分であると考えられる場合には、例えば、親会社と子会社との利益が相反する取引が行われる場面など、親会社からの不当な影響力の行使により子会社に損害が生ずる類型的・構造的なおそれが存する場面において、子会社が損害を受けた場合における親会社の損害賠償責任に関する明文の規定を設けることなどについて、検討を要する。ただし、そのような検討に際しては、どのような条件の取引が行われた場合に親会社に責任を負わせるべきかなどを整理する必要があると思われる。

なお、実体法上、親会社が損害賠償責任を負う場合であっても、子会社が当該責任を追及しないことも考えられるため、子会社少数株主が子会社に代わって親会社の責任を追及することを認めることについても、検討を要する。

また、親会社の責任の在り方を見直すこととする場合には、親会社に該当しない支配株主の責任の在り方についても同様に見直すべきかどうか、併せて検討を要すると思われる。

3 上記②については、新たな支配株主が現れた場合に、少数株主に、その有する株式を譲渡することによる退出を認めるべきであるとの指摘がある。仮にそのような方向で見直しをする場合、金融商品取引法における公開買付規制の在り方とも関連するが、市場内取引や第三者割当てによる募集株式の発行等を通じた株式取得により新たな支配株主が現れた場合や、公開買付規制の適用対象でない会社に新たな支配株主が現れた場合にも適用され得る規律として、会社法において、少数株主に支配株主に対する株式買取請求権を付与する制度(新たな支配株主に対するセル・アウト制度)を創設することについても、検討の余地があると思わ

れる（第三者割当てに関して、**会社法制部会資料|3** 第3の1参照）。そこで、（注2）は、そのような制度を創設することについて、どのように考えるかを問うものである。このような制度を創設する場合には、企業結合の形成に際して生じ得る費用が増大し、企業価値を高める企業結合の形成がされにくくなるおそれもあるという指摘もあるため、この点にも配慮を要する。また、支配株主の要件をどのように考えるかという点についても、例えば、会社との間に現行法における親会社と同程度の資本関係等が存する場合とすることなども含め、併せて検討を要すると思われる。

なお、上記とは別に、ある支配株主が議決権の大多数（例えば、10分の9等）を有する場合に、少数株主に支配株主に対する株式買取請求権を付与する制度（大多数保有支配株主に対するセル・アウト制度）を創設すべきであるという指摘もある。このような制度は、新たな支配株主が現れた場合に少数株主に退出を認めるための制度として位置付けることは困難と思われることから、その創設を検討する前提として、制度の目的・趣旨や、支配株主であることに加えて議決権の大多数の保有をも要件とするものの意義について、整理する必要があると思われる。

#### 第4 子会社債権者の保護に関する検討事項

子会社債権者に対する親会社の責任の在り方について、見直しを検討すべき事項はあるか。

（補足説明）

本文は、子会社債権者に対する親会社の責任の在り方について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

子会社債権者の保護の在り方に関しては、親会社が子会社の利益を犠牲にして自己の利益を図っている場合に、親会社又は親会社取締役が子会社の従業員の賃金請求権等雇用に対する責任を負う旨の規律を設けるべきであるとの指摘がある。

債権者の保護については、民法や倒産法制等において、様々な規律が置かれているが、会社法においても、これらの民法や倒産法制等の規律に加え、株主と会社債権者の利害の調整という観点から、分配可能額に関する規制（会社法第461条）、財務状況の開示制度（同法第440条等）等債権者の保護を図るための独自の規律が設けられている。このほか、親会社等により法人格が濫用され、又は法人格の形骸化が認められる場合には、判例上、いわゆる法人格否認の法理が確立している（最高裁昭和44年2月27日第一小法廷判決・民集23巻2号511頁等）。

これらに加え、仮に、上記第3の（注1）のような方向性で子会社少数株主の保護に関する規律を見直すこととする場合には、子会社債権者が債権者代位権（民法

第423条)に基づき子会社の親会社に対する権利を代位行使することにより、子会社の財産の流出を防ぐこともできるので、子会社債権者の保護をより充実することができると思われる。

そこで、以上の現行法の下における規律等に加え、更に見直しをすべき事項があるか、検討を要する。